

尾張旭市と愛知医科大学との包括的連携協力に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と愛知医科大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、幅広い分野において協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 保健、医療及び福祉の充実に関すること。
- (2) 教育・文化の振興、生涯学習の推進に関すること。
- (3) 地域のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 交通に関すること。
- (6) 知的資源及び物的資源の相互活用に関すること。
- (7) その他両者が協議して必要と認める事項に関すること。

（連携協力窓口）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議を実施するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、甲又は乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年10月2日

甲 尾張旭市
市長

水野 義則 

乙 愛知医科大学
学長

石川 直久 